

岐阜聖徳学園大学管弦楽団規約

第1章 通則	(第1条-第3条)
第2章 団員要件	(第4条-第11条)
第3章 構成	(第12条-第21条)
第4章 組織	(第22条-第53条)
第5章 総会	(第54条-第57条)
第6章 人事改選会議	(第58条-第61条)
第7章 臨時組織	(第62条-第65条)
第8章 事業	(第66条-第71条)
第9章 附則	(第72条-第73条)

第1章 通則

第1条 (規約)

本規約は、岐阜聖徳学園大学管弦楽団の全ての運営、所属団員に適用する。

第2条 (名称)

本団は、岐阜聖徳学園大学管弦楽団と称する。

第3条 (目的)

本団は演奏活動を通じて団員の技術向上に努めるとともに、団員相互の親睦を図り、地域文化の普及向上に寄与することを目的とする。

第2章 団員要件

第4条 (団員の構成)

本団は岐阜聖徳学園大学生によって構成する。(短期大学部生の入団について、役員会は十分な調整を図ること)

第5条 (団員の義務)

団員は、本団が計画した練習日を含む行事に参加する義務を負う。

2. 団員は、本団が設定した団費の納入の義務を負う。

第6条 (連絡)

遅刻、欠席、早退、各種行事への個人的理由による不参加は原則認めない。ただし、やむを得ない場合はその理由を通知しなければならない。

2. 休団期間中はその責務を問われない。

第7条 (入団)

本団に入団を希望するものは、入部届けを部長に提出し、役員会による承認と同時に、団員としての活動資格と義務を有する。

2. 役員会は、入部届けが出された旨を団員へ公表する。

第8条 (休団)

休団を希望するものは、休団届けに休団の理由を明記して部長へ提出し、役員会の承認を得て休団とする。

2. 休団者は休団期間中の第5条に基づく義務を免れる。ただし、活動期間中に団費未納がある場合は、これについての義務は免れられない。
3. 休団期間中やむを得ず運営義務が果たせない場合、その義務を他者に委託することができる。
4. 休団の承認は、休団理由が不正である場合を除く。

第9条（退団）

本団を退団する者は退団届けを部長へ提出する。ただし、団員として在籍していた期間中に団費などの未納がある場合、これについての責任は免れない。

2. 退団届けが出されていない状況において連絡の取れない団員に関しては、その旨を役員会に報告し、役員会は公示をもって退団を確定する。

第10条（除籍）

団員としての義務を怠った者、および団の名誉を著しく失墜させた者に対して、役員会の権限または総会の3分の2以上の承認をもって除籍される。

第11条（活動の停止）

正当な理由なく団費の納入義務を果たさない者に対し、役員会より団員としての活動停止を行う。

2. 団費を3ヶ月以上滞納した団員に、会計は1ヶ月以内に納入勧告を行う。

第3章 構成

第12条（役員）

本団は本団運営のために次の役員をおく。

- a. 部長 b. 副部長 c. 運営委員長 d. 技術委員長（学生指揮）
- e. 実行委員長 f. 庶務 g. コンサートマスター h. 会計
- i. 書記 j. 楽譜係 k. 渉外 l. 渉内 m. 広報

2. 必要に応じて、可能であれば各役員の兼任を認める。

第13条（委員会）

本団は本団運営のために次の委員会をおく。

- a. 役員会（第22条から第30条まで）
- b. 運営委員会（第31条から第38条まで）
- c. 技術委員会（第39条から第44条まで）
- d. 実行委員会（第45条から第49条まで）
- e. 選曲会（第50条から第52条まで）

2. 必要に応じて、可能であれば各委員会の兼任を認める。

第14条（東海学生オーケストラ連盟）

本団は、東海学生オーケストラ連盟役員をおく。

第15条（外組織の役職の兼任）

本団は本学の学友会および同連盟執行部、委員会の役職をおいてもよい。

第16条（セクション）

本団は次のセクションにセクションリーダーをおく。

- a. 高弦セクション b. 低弦セクション
- c. 木管セクション d. 金管打セクション

2. セクションリーダーは運営委員会、技術委員会に属する。

第17条 (パートリーダー)

本団は各パートにパートリーダーをおく。

2. パートリーダーは運営委員会に属する。

第18条 (パートトップ)

本団は各曲の各パートにパートトップをおく。

2. パートトップは技術委員会に属する。

第19条 (音楽監督)

本団は常任指揮者および音楽監督をおくことができる。

第20条 (顧問)

本団における顧問は、岐阜聖徳学園大学専任教員に委嘱し、本団の活動に対して適切なる助言を与えるとともに、本団を公的に代表する。

第21条 (リコール)

団としての運営を委託する役員に対して、団員は役員をリコールできる。ただし団員の3分の1以上の連署と理由の書面を以って、臨時総会の過半数の決議によって成立する。

2. この臨時総会に関する議長の職務は、前部長に委託する。

3. リコールは、セクションリーダー、パートリーダー、パートトップにも行える。

第4章 組織

[役員会]

第22条 (役員会の設置)

本団の活動において運営面および技術面を統括する最高執行機関として、役員会を設置する。

2. 役員会は、その首長たる部長と他の役員でこれを組織する。

第23条 (役員会の目的)

役員会は、本団をより充実させ本団の方向付けをし、団運営の円滑化を図るために、その仕事に自覚と責任を持たなければならない。

第24条 (役員会の権限)

役員会は団員からの委託を受けて、本団の実際的な責任と権限を有する。

第25条 (役員会の任命権)

役員会は第3章13条に規定された各委員およびその委員長を任命する。

第26条 (役員会の権利)

役員会は円滑な団運営の必要に応じ、第3章 [構成] に基づく各組織や役職についての設置、または廃止を行う権利を有する。

第27条 (役員 of 義務)

役員は役員会に出席しなければならない。

第28条 (役員 of 選出)

役員は立候補ならびに推薦によって選出され、役員会により任命される。

第29条 (役員 of 権利義務)

部長その他の役員は、何時でも議案について発言するため他の委員会に出席することができる。又、出席を求められたときは出席しなければならない。

第30条（役員の任期）

役員の任期は定期総会での人事改選会議から次の人事改選会議の決議までとする。ただし、会計は大学の任期に合わせるものとする。

[運営委員会]

第31条（運営委員会の設置）

本団の活動において運営面を統括する最高機関として、運営委員会を設置する。

2. 運営委員会は、役員会より任命された運営委員長とその他運営委員によりこれを組織する。

第32条（運営委員会の目的）

運営委員会は団運営の円滑化を図るために、その仕事に自覚と責任を持たなければならない。

第33条（運営委員会の権利）

運営委員会は円滑な団運営の必要に応じ、如何なる議案、案件を役員会に提出することができる。

第34条（運営委員の義務）

運営委員は運営委員会に出席しなければならない。

2. 運営委員会を欠席する場合は、あらかじめ代理人を立てなければならない。ただしその数は構成員の3分の1を超えない。

第35条（運営委員会の招集）

運営委員会は運営委員長がこれを召集する。

第36条（セクションリーダー）

セクションリーダーは、運営委員としてセクション内において団運営の円滑化を図るために、その仕事に自覚と責任を持たなければならない。

2. セクションリーダーは、セクション内において実質的な責任と権限を有する。

第37条（パートリーダー）

パートリーダーは、運営委員としてパート内においての団運営の円滑化を図るために、その仕事に自覚と責任を持たなければならない。

2. パートリーダーは、パート内において実質的な責任と権限を有する。

第38条（パートリーダーの義務）

パートリーダーは、パート内の欠席、早退、遅刻状況を把握し、必要に応じてその旨を報告する。

[技術委員会]

第39条（技術委員会の設置）

本団の活動において技術面を統括する最高機関として、技術委員会を設置する。

2. 技術委員会は、役員会により任命された技術委員長とその他技術委員によりこれを組織する。

第40条（技術委員会の目的）

技術委員会は、技術面の充実を図るために、その仕事に自覚と責任を持たなければならない。

第41条（技術委員会の権利）

技術委員会は、役員会の承認を得ずして技術面での決定権を有する。

第42条（技術委員の義務）

技術委員は技術委員会に出席しなければならない。

2. 技術員会を欠席する場合は、あらかじめ代理人を立てなければならない。ただしその数は構成員の3分の1を超えない。

第43条（技術委員の招集）

技術委員会は技術委員長がこれを招集する。

第44条（セクションリーダーおよびパートトップ）

セクションリーダーおよびパートトップは、セクション・パート内における技術面での向上を図るために、その仕事に自覚と責任を持たなければならない。

2. セクションリーダーおよびパートトップは、セクション・パート内における技術面での実際的な責任と権限を有する。

[実行委員会]

第45条（実行委員会の設置）

本団の活動において定期演奏会を統括する最高機関として、実行委員会を設置する。

2. 実行委員会は、役員会により任命された実行委員長とその他実行委員によりこれを組織する。

第46条（実行委員会の目的）

実行委員会は、演奏会運営の円滑化を図るために、その仕事に自覚と責任を持たなければならない。

第47条（実行委員会の権利）

実行委員会は円滑な演奏会運営の必要に応じ、如何なる議案、案件を役員会に提出することができる。

第48条（実行委員の義務）

実行委員は実行委員会に出席しなければならない。

2. 実行委員会を欠席する場合は、あらかじめ代理人を立てなければならない。ただしその数は構成員の3分の1を超えない。

第49条（実行委員の招集）

実行委員会は実行委員長がこれを招集する。

[選曲会]

第50条（選曲会の設置）

役員会は必要に応じて、演奏会の選曲会を役員会および技術委員会、実行委員会の構成員により設けることができる。

第51条（選曲会の目的）

選曲会は演奏会における曲目の審議および、各曲におけるコンサートマスター、指揮者の選考を行うことができる。

第52条（選曲会の権限）

選曲会での選考結果は役員会の同意なくして訴追されない。

[東海学生オーケストラ連盟]

第53条（東海学生オーケストラ連盟委員）

本団は、東海学生オーケストラ連盟に加盟する。加盟による本団の公益性を考慮して、東海学生オーケストラ連盟委員の活動は、団として公に保障する。

2. 前項に則り、諸活動にかかわる交通費については、役員会の審議を経て会計より支給する。

第5章 総会

第54条（総会）

総会は本団の最高議決機関であり、すべて団員は平等に発言権および発議権を有する。

第55条（定期総会）

定期総会は年1度、定期演奏会終了後1週間以内に開催され、主として運営体制についての件とそれにともなう人事改選会議を議題とする。また、その議長は任期中の部長が行う。

2. 開催時期に関する決定は次期役員会がその旨を現役員会に知らせる。

第56条（臨時総会）

部長は、下記の場合に限って臨時に総会を開くことが出来る。

- a. 役員会ならびに部長が必要と認めたとき。
- b. 各委員会から要請があったとき。
- c. 団員の3分の1以上の要請があったとき。

第57条（団員の総会出席義務）

団員は総会を欠席する場合、あらかじめ部長に委任状を提出しなければならない。ただし、その数は総団員数の3分の1を超えない。

第58条（総会の成立）

総会は委任状を含め、全団員の3分の2以上の出席を以って成立する。

第57条（総会の決議）

総会の決議は、出席団員数の過半数を以って成立する。ただし、重要事項は出席団員の3分の2以上の賛成を必要とする。なお、重要事項は出席団員の発議による過半数の決議、もしくは役員によって成立する。

第6章 人事改選会議

第58条（人事改選会議）

総会における人事改選会議は団員からの要請があった場合即座に開催し、その召集は部長が行う。運用に関しては第5章〔総会〕の規定に従う。

第59条（人事改選会議の目的）

人事改選会議は第3章〔構成〕に基づく各役職について信任を問い団員の総意を確認する。

第60条（議決の保留）

被選挙人が会議に欠席の場合、議決は保留にし、再度改選会議を行う。

第61条（現職役員の任期）

人事改選会議により決定された次期役員が就任するまで、現職役員は適切な助言と指導を与えるとともに、任期終了まで責任を持って職務の遂行に当たる。

第7章 臨時組織

第62条（臨時組織の設置）

現職役員会は必要に応じて、該当学年に臨時役員の設置を要請し、臨時役員会ならびにそれにともなった運営、技術、実行の各委員会に対し、団運営の一部を委任することが出来る。

第63条（臨時役員会の権限）

臨時役員会は一時的に第4章第22条から第29条および同第50条から52条に則った義務および権限を有する。

第64条（臨時運営委員会）

臨時役員会にともなう運営委員会は、一時的に組織された同委員会に対し第4章第31条から第38条に則った義務および権限を有する。

第65条（臨時技術委員会）

臨時役員会にともなう技術委員会は、一時的に組織された同委員会に対し第4章第39条から第44条に則った義務および権限を有する。

第66条（臨時実行委員会）

臨時役員会にともなう実行委員会は、一時的に組織された同委員会に対し第4章第45条から第49条に則った義務および権限を有する。

第8章 事業

第67条（事業）

本団は、第1章第3条に定める目的を達成するために以下の活動を行う。

- a. 定期演奏会
- b. 依頼演奏会
- c. その他演奏会
- e. 定期合宿
- f. 定期練習
- g. その他目的を達成するための一切の活動

第68条（定期演奏会）

本団は活動の区切りとして年に1度、定期演奏会を開催する。

第69条（定期演奏会の中止）

本団は次の場合、定期演奏会の開催を中止する。

- a. 団運営が著しく困難だと判断された場合。
- b. 演奏が著しく困難だと判断された場合。
- c. 総会において総団員数の3分の2以上の同意がある場合。
- d. 役員会において、中止をやむを得ないと判断された場合。

第70条（演奏会）

本団は役員会の開催意志、あるいは外部からの依頼を役員会が承認した場合、団員の下承を得て演奏会を開催することが出来る。

第71条（定期練習）

本団は技術向上のために定期的な練習予定を計画し、それを行う。

2. 定期練習は次の種類がある。

- a. 全体合奏 (t u t t i)
- b. 分奏
- c. セクション練習
- d. パート練習
- e. 個人練習
- f. 合宿

第9章 附則

第72条 (改定)

本規約の補足や改定が必要な場合、団員の3分の1以上の発議および役員が発議により総会の議にかけ、第5章 [総会] の規定により行う。

第73条 (施行)

本規約は、平成21年2月26日の定期総会終了後より施行する。

組織図表

